

役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 城久会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、報酬、賞与その他の勤務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬を支給することができる。

- (1) 役員 報酬
- (2) 評議員 報酬
- (3) 評議員選任・解任委員 報酬

(報酬の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は、次に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で支給することができる。

- 2 役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 4 評議員選任・解任委員に対する報酬は別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 理事長報酬 毎月20日（ただし、その日が土、日、祝日の場合は、その前日に繰り上げて支給する。）

2 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基準として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 (役員の報酬)

(1) 理事

	報酬の額
理事長 年額	1,800,000円
業務執行理事 年額	360,000円
理事会等会議への1出席	5,568円
上記の他、法人・施設業務のための1出勤	5,568円

(2) 監事

	報酬の額
監事監査等への1出席	5,568円
上記の他、法人・施設業務のための1出勤	5,568円

別表2 (評議員の報酬)

	報酬の額
評議員会への1出席	5,568円
上記の他、法人・施設業務のための1出勤	5,568円

別表3 (評議員選任・解任委員の報酬)

	報酬の額
評議員選任・解任委員会への1出席	5,568円